

さいたま市介護予防・生活支援サービス事業
 単位数サービスコード表
 （平成29年4月版）

介護予防・生活支援サービス事業におけるサービスは、サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定します。

本市のサービスコード表は、本市の指定を受けた事業者（平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けているみなし指定事業者を含む。）が、さいたま市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）及びさいたま市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例対象者にサービス提供した場合に使用するものです。

さいたま市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対して、サービス提供した場合は、当該市町村が設定するサービスコードを使用しません。

1 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
介護予防訪問介護サービス（みなし）	A 1	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」
介護予防訪問介護サービス（独自）	A 2	平成29年4月以降のさいたま市介護予防訪問介護サービス指定事業者 （平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など）
家事支援型訪問サービス	A 3	さいたま市家事支援型訪問サービス指定事業者
介護予防通所介護サービス（みなし）	A 5	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」
介護予防通所介護サービス（みなし）	A 6	平成29年4月以降のさいたま市介護予防通所介護サービス指定事業者 （平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など）
交流型通所サービス	A 7	さいたま市交流型通所サービス指定事業者
運動型通所サービス		さいたま市運動型通所サービス指定事業者

2 地域単価について

地域単価の設定の考え方は、サービスや事業者の指定内容によって、取り扱いが異なります。

- ・ サービス種類コード A 1、A 5

事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定

- ・ サービス種類コード A 2、A 3、A 6、A 7

保険者により、10円か地域区分の単位数単価のいずれかを選択

サービス	サービス種類コード	本市の単位数単価※
訪問サービス	A 2、A 3	10.84円
通所サービス	A 6、A 7	10.54円

※本市の単位数単価は、平成30年3月提供分まで

3 A 3、A 7のサービスコードで請求を行う場合の留意点

A 3及びA 7のサービスコードについては、給付率によって、サービス項目コードが異なりますのでご注意ください。